

第 1 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

令和3年7月29日（木）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前10時00分開会

○障害者福祉課長 皆様おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

これより令和3年度第1回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。

本日の前半の司会進行を務めます福祉部障害者福祉課長の稲川と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、新宿区障害者施策推進協議会委員の委嘱を行います。

本来であれば、吉住区長より直接委嘱状をお渡しするところでございますが、感染予防のため、あらかじめ机の上に置かせていただきました。御確認ください。

それでは、吉住区長より挨拶を申し上げます。

○区長 おはようございます。新宿区長の吉住健一でございます。

本日は御多忙中のところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

新宿区障害者施策推進協議会委員をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。

区では、障害者基本法や障害者総合支援法等の理念をしっかりと受け止め、施策に反映し実行していくために、「障害者計画、第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画」を令和3年3月に策定し、障害者施策を推進しているところです。

委員の皆様におかれましては、これから2年間、施策の総合的かつ計画的な推進について調査、審議し、実施状況の分析、評価をいただき、令和5年度に策定をする「第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画及び障害者計画」の見直しに向けて、来年度実施を予定している障害者生活実態調査の内容等について、御協議をいただきたいと考えています。

障害者計画の基本理念の一つに、「バリアフリー社会の実現」を掲げています。これからも、あらゆる機会や場面を通じた心のバリアフリーを推進し、障害のある人もない人も、誰もが尊厳を持って生活ができる地域共生社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

また、コロナ禍におきまして、柔軟な対応が求められる中、障害当事者及び御家族の状況を配慮しながら、障害者施策を推進してまいりたいと思います。

委員の皆様には、ぜひ専門的な立場からの御意見、御助言をいただきまして、新宿区のよりよい障害者福祉施策の推進にお力添えをお願いを申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

続きまして、委嘱を受けた委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

席順に、お名前と御所属をお願いします。

ここでマイクの使い方について説明をいたします。

皆様が発言される際には、マイクの下ボタンを押していただきますと、ここが緑色になります。この状態で御発言いただき、終わりましたら、また同じボタンを押していただき、緑を消すということをお願いします。

それでは、まず一番初めに、小沢委員よりお願いします。

○小沢委員 新宿区視覚障害者福祉協会、小沢と申します。このたび委員の委嘱を受けまして、前任の金子委員から引き継いで今回から受けることになりました。視覚障害者の代表として意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○春田委員 障害者団体連絡協議会の会長の春田です。障団連と略称を言っています。今24団体あり、課題もいろいろたくさんあります。頑張ります。今後ともよろしくお願いいたします。

○栗屋委員 新宿区民生委員・児童委員協議会の障害福祉部会の栗屋と申します。前期に引き続きという形でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池邊委員 肢体不自由児者父母の会の会長をしております池邊と申します。重度、重複を含む肢体不自由の子どもたちの親の会です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員 ハローワーク新宿の石川と申します。この4月に着任をさせていただきます、今回委嘱をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 こんにちは。障害者の伊藤でございます。今回、障害者の委員として委嘱していただきまして本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井委員 皆さん、こんにちは。新宿区障害者団体連絡協議会の事務局を担当しております今井と申します。前期からの引き継ぎの就任となります。よろしくお願いいたします。

○梶野委員 東京都心身障害者福祉センターの梶野と申します。私もこの4月に着任いたしまして、本日初めて出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○梶原委員 新宿区歯科医師会公衆衛生担当理事の梶原と申します。大江戸線中井駅で開業しております。今回初めての参加になります。よろしくお願いいたします。

○片岡委員 立正大学の片岡と申します。前期に引き続き委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 新宿区精神障害者家族会の加藤玲と申します。前期に引き続き続けさせていただきます。

きます。

- 熊谷委員 東京都立中部総合精神保健福祉センターの所長で熊谷と申します。精神科の医師です。前期に引き続き委員として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 佐藤委員 初めまして。区民の佐藤志麻と申します。ふだんは看護師として医療的ケアのお子さんのケアや、居宅介護の障害者、障害児の方の支援をさせていただいております。今回初めてになります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 志村委員 笹筒町地区民生委員・児童委員、志村と申します。前回に引き続きまして、今回よろしくお願いいたします。
- 立原委員 新宿区手をつなぐ親の会副会長の立原と申します。知的障害、発達障害児者の親の会です。前期に引き続き、今期も委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 友利委員 社会福祉法人結の会、オフィスクローバーという精神障害者の方の支援をしております友利幸湖と申します。新宿区障害者団体連絡協議会の精神の部門からの代表として、前期に引き続き参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 則竹委員 区民委員を拝命いたしました則竹達朗と申します。新宿区が全ての人にとって分け隔てなく住みよいまちになるように貢献をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 村川委員 私、村川浩一と申します。池袋にございます東京福祉大学の教員でございます。よろしくお願いいたします。
- 柳田委員 山梨県立大学の柳田と申します。新宿区在住でございます。何で山梨から来たのかなんと言われるとあれなんですけれども、お隣の村川先生に若い頃いろいろ御指導いただきまして、すごく緊張しております。よろしくお願いいたします。
- 吉村委員 新宿区社会福祉協議会、吉村です。前期に引き続きです。よろしくお願いいたします。
- 関原委員 福祉部長の関原陽子です。いつもお世話になっております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。
- 橋本委員 子ども家庭部長の橋本です。よろしくお願いいたします。
- 森委員 都市計画部長、森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅野委員 教育委員会事務局次長の菅野でございます。国の法改正等もいろいろございまして、いろいろお教えいただくことになろうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

それでは、本日欠席の委員につきまして、事務局から御紹介いたします。

一般社団法人新宿区医師会より力武委員、また同医師会より星野委員が本日欠席となっております。また、新宿区聴覚障害者協会事務局長の秋山委員が本日欠席となっております。

また、区の職員につきましては、総合政策部長の平井、健康部長の寺西が本日欠席となっております。

それでは、任期が2年となります。どうぞよろしく願いいたします。

大変申し訳ございませんが、ここで吉住区長は退席をさせていただきます。

○区長 よろしく願いいたします。

(吉住区長退席)

○障害者福祉課長 続きまして障害者施策に関連のある部署の職員及び事務局を担当する区の職員から自己紹介をいたします。

初めに、勤労者・仕事支援センター担当課長よりお願いいたしまして、席順に自己紹介をお願いいたします。

○仕事支援センター担当課長 勤労者・仕事支援センター担当課長の片岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○特別支援教育係長 教育支援課特別支援教育係長の高野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○教育支援課長 教育支援課長の内野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○四谷H C保健サービス係長 四谷保健センター保健サービス係長の小川と申します。よろしく願いいたします。

○発達支援係長 子ども総合センター発達支援係の関根です。よろしく願いいたします。

○子ども家庭支援課長 子ども総合センター子ども家庭支援課長の徳永でございます。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、障害者福祉課の事務局を御紹介いたします。

まず私、障害者福祉課長の稲川でございます。

○福祉推進係長 同じく障害者福祉課福祉推進係長の小林と申します。よろしく願いいたします。

○福祉推進係主任 同じく福祉推進係の河原と申します。よろしく願いいたします。

○事業指導係長 事業指導係長の古沢と申します。よろしく願いいたします。

○相談係長 相談係長の手島と申します。よろしくお願ひいたします。

○支援係長 支援係長の石田と申します。よろしくお願ひいたします。

○経理係長 経理係長の氏家と申します。よろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 続きまして定足数の確認をいたします。

本協議会は、新宿区障害者施策推進協議会条例第7条第1項におきまして、委員の半数以上の定足数を定めております。本日は29人の委員の中24名の出席をいただいておりますので、会が成立していることを御報告いたします。

また、この協議会での御発言につきましては、録音させていただき、議事録という形で区のホームページで公開いたします。

なお、皆様のところにも配付しております資料は、閲覧用の冊子等を除き、区民の傍聴の方もお持ち帰りいただくことができるようになっております。

続いて、条例第5条によりまして、委員の互選により会長の選出をいたします。

会長の選出までの間、進行は福祉部長の関原委員にお願いいたします。

○関原委員 それでは、改めまして、福祉部長の関原でございます。

会長が決まりますまで進行をやらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長の選任についてでございますが、今、事務局から御紹介ありましたとおり、条例第5条におきまして、会長、副会長は委員の互選により定めるということになってございます。

会長につきまして、どなたか御推薦はございますでしょうか。

今井委員、お願ひいたします。

○今井委員 これまで長年の新宿区の福祉行政に対する貢献度であったり、福祉全般の卓越した知識や経験のあります村川委員を引き続き会長に推薦したいと思ひます。

○関原委員 ただいま村川委員の御推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○関原委員 ありがとうございます。

皆様から拍手をいただいたということでございますので、それでは、村川委員に会長をお願いしたいと思ひます。

村川委員、お手数ですが、会長席に御移動をお願いいたします。

では、村川会長から就任に当たりまして一言御挨拶を頂戴したいと思ひます。

○村川会長 ただいま会長職に選出をいただきました村川でございます。

既に今年3月までに、お手元でございますような新宿区障害者計画等、新しい計画ができ、

また実施に移されているところでございます。一方、国のほうでは、いわゆる障害者差別解消法の一部改正が行われまして、さらに全国的に、また地域において障害のある方々への差別的な問題ということについては、正しい解決を求めていく大変重要な局面にあるのではないかと考えられます。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症等ございますので、委員の皆様方、そして地元の障害のある方々の健康を確保していくということが、何より大事なことかと思っております。

そうしたことを踏まえて、この場において、皆さん方から積極的な御意見を賜り、また次の新しい期の計画作成に向けて、私なりに微力を尽くしてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○**関原委員** 会長、ありがとうございました。

それでは、今後の進行につきましては、村川会長にお願いしたいと思います。

○**村川会長** それでは、早速ですが、副会長の選任に移ってまいりたいと思っております。

どのような手続をいたしましょうか。何か御意見ございますか。

(「会長一任」の声)

○**村川会長** ありがとうございます。

会長一任という御意見をいただきましたが、そのような形で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○**村川会長** 異議なしということでございます。ありがとうございます。

それでは、副会長につきましては、前の期から副会長をなさっていらっしゃいました片岡委員さん並びに春田委員さん、このお二方に副会長をお願いしたいと考えております。それでは、片岡委員さん並びに春田委員さんには、どうぞ副会長席に御着席をお願いいたします。

それでは、早速ですが、片岡委員さんから御挨拶をお願いいたします。どうぞ。

○**片岡副会長** 片岡と申します。

前期に引き続きまして、副会長をさせていただくことになりました。新宿区のこの推進協議会、区民の皆様、団体の方々、大変御熱心に参加していらっしゃるということで、いつも感心しております。新宿区の施策がよりよく進むように、村川会長の下、引き続き努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございました。

それでは、春田さん、どうぞお願いいたします。

○**春田副会長** 私は、生まれつきの出産障害による障害なものですから、来月になると、もう

80になりますので、80年間障害者をやってきました。この推進協議会は、様々な課題をどう解決していくか問われていますので、当事者として頑張りたいと思います。

グループホームとか高齢障害者の問題とかいろいろありますので、何とか一つずつでも前進させたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

続きまして、専門部会の委員について指名という手続に入らせていただきます。

専門部会につきましては、障害者施策の総合的かつ計画的な推進ということで、専門的な見地から調査あるいは審議を行い、実施状況の評価、分析なども行っていただくわけですが、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱第3条に基づきまして、専門部会の構成員につきましては、協議会委員の中から会長であります私から指名をさせていただきます。

これにつきましては、今、副会長に御就任いただきました片岡委員さん、そして春田委員さん、さらに柳田委員、立原委員、加藤委員、池邊委員、志村委員、そして関原委員、そして会長であります私を含めた9名ということで、以上のメンバーで専門部会を今後進めていただくということでございます。

御了承いただけましたら幸いです。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、これより具体的な議論に入ってまいりたいと思います。

議論に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○福祉推進係主任 事前送付資料と机上配付資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料は、次第の裏面のとおり、資料1から資料12までとなっております。

また、机上配付資料として、本日の次第、座席表のほか、第12期新宿区障害者施策推進協議会委員名簿、閲覧用としまして、新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画、新宿区障害者生活実態調査報告書、また資料の差し替え分として、資料5-1、5-2、5-3、資料6を配付しております。不足等ございませんでしょうか。

○村川会長 資料のほうは、よろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

本日は、大きく2点を中心に御議論いただきますが、まず第1の議題としましては、新宿区障害者施策推進協議会の体制と役割につきまして、また、2点目としましては、皆様方、委員の任期中におけますスケジュールについて、それでは、これも事務局から続けて説明を

お願いいたします。

○福祉推進係主任 御説明させていただきます。

まず資料1を御覧ください。

条例第1条のとおり、本協議会は、障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区長の附属機関として設置されており、障害者基本法の規定に基づいた合議制の機関という形になっております。

次に、計画書の説明をさせていただきます。

計画冊子の4ページを御覧ください。

新宿区障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本計画の位置づけとなっております。第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画は、それぞれ児童福祉法、障害者総合支援法に基づく具体的な施策について定めたものです。

次に、計画冊子6ページ、7ページを御覧ください。

障害者計画は10年の中長期的な計画、障害児福祉計画、障害福祉計画は3年ごとの計画で、期の終わりに障害者計画を見直すこととなっております。本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果の検証について、障害者施策推進協議会をはじめとする御関係の皆様と協議、意見交換をしながら着実に推進してまいります。

続きまして、委員任期中のスケジュールについて御説明します。

資料3を御覧ください。

大まかに、令和4年度は、障害者生活実態調査、令和5年度は、障害者計画の見直し、第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画の策定となっております。今年度は、本協議会があと1回、また専門部会があと1回を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

今の御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしければ、それを踏まえていただきまして、早速議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議題といたしまして、第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画に係る成果目標について、令和2年度の実績、評価ということがございますので、これについて、これも事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料4、また資料5-1から3について御説明をいたします。

主に資料4についての御説明となります。

時間の限りもございますので、雑駁な説明となりますが、御了承ください。

こちらにつきましては、今年度開かれた専門部会の中で御検討いただいた内容をまとめたものとなっております。それぞれの目標に対してP D C Aサイクルにのっとり、目標、評価、協議会の意見、改善の順に記載しています。

初めに、目標1、障害児支援の提供体制の整備等についてです。

4つの小目標がございますが、目標につきましては記載のとおりとなっております。

また、裏面の評価につきましては、実績を事務局で評価したものを記載をさせていただいております。

その下、協議会の意見につきましては、本協議会の意見の案として、こちらに書かせていただいております。

協議会の意見の要旨について御説明いたします。

目標1、目標2については、子ども総合センターが役割を発揮していますが、今後に向けて相談・支援や虐待防止に向けた支援体制の構築が求められています。また、目標3、目標4につきましては、取組が進行していることを評価し、さらに多職種協働の取組が期待されるといたしました。

改善のところにつきましては、現在机上でお配りしております令和3年度からの第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の内容と同じ方向の記載とさせていただいております。

次に、目標2、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。

こちらにつきましても、協議会の意見の要旨を説明させていただきます。

要旨としましては、こちらの目標につきましては、おおむね進行していますが、障害者の高齢化や重度化が進む中、地域で安心して生活を継続できるよう社会資源の整備が必要とさせていただきます。

次に、目標3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。

こちらの協議会の意見の要旨は、今後、連絡協議会等において当事者本位の在り方を確立し、抽象的な概念図ではない地域包括ケアシステムの構築を推進するため、関係者の連携が必要とさせていただきました。

次に、目標4、地域生活支援拠点の整備についてです。

協議会の意見としましては、地域生活支援拠点が整備され、365日の対応が進行していることを評価し、今後の適切な相談支援に期待するとさせていただきました。

次に、目標5、就労支援施設等から一般就労への移行についてです。

協議会の意見要旨としては、コロナの影響がありましたが、就労定着は伸びていることを

評価し、今後もアフターケアが重要だという意見とさせていただきました。

大変簡単ではございますが、資料4につきましては以上となります。

次に、資料5-1、5-2、5-3についてでございます。

こちらは、障害児支援サービス、障害福祉サービス、地域生活支援事業の事業ごとの実績になります。

こちらは、細かい数字となっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料4及び5-1から3につきまして、一通り概略説明をいただいたわけですが、まず最初に、資料4「第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の成果目標に関する評価管理シート（案）」につきまして、何か御質問、御意見ございましたら、どなたからでも結構ですが、お出しいただければと思います。

いかがでしょうか。友利委員さん、どうぞ。

○友利委員 友利です。

資料4の目標3の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、これが動きだそうというさなかにコロナの感染に見舞われて、なかなか動きづらい状態ではございますが、「福祉分野の関係者にも理解を促し、連携していくことが必要」ということで、昨年から今年にかけて、精神の場合は、新宿区は障害者福祉課と、それから健康部との連携で成り立っているんですけども、何か具体的な動きがあったら、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○村川会長 障害者福祉課、または健康部から答えをお願いします。

○障害者福祉課長 それでは、まず障害者福祉課の取組といたしましては、特にこれが始まったことによる具体的な何か対応ということではございませんけれども、従来より自立支援協議会ですとか、こういった会議体におきまして、健康部にも出席をしていただきまして、連携を取りながらいろいろ情報共有をしているということを行っております。それを今後も引き続き進めていくということで、対応していきたいと考えております。

また、施策といいますか、個別の障害者の方の支援につきましても、そこも障害者福祉課にも保健師がおりまして、健康部の保健師と連携を取りながら、その方の支援が健康部や福祉部という所管が違うことで途切れることがないように努力をしているところでございます。

○四谷HC保健サービス係長 健康部は、本日コロナ対応のために欠席が多くて申し訳ありま

せん。四谷保健センターの小川です。

自立支援協議会の専門部会に参加させていただき、情報の共有、連携をさせていただいております。

健康部としまして、今年度は協議会を、年度後半にはなると思いますが、開催させていただくべく努力をしているところです。その折には、福祉部から委員として参加をしていただいたり、各関係団体からも参加をしていただきまして、協議を進めていきたいと考えております。

○村川会長 お二方から答弁がございましたが、友利さん、よろしいでしょうか。

○友利委員 ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○村川会長 今、友利委員さんからの御質問についてお答えもあつたわけでありましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては、65歳以上の高齢の方は、かなりワクチン投与が進んできており、65歳未満の若年の方々については今まさに進みつつあるわけでありましたが、一般的にも言われておりますが、持病のある方はよくお考えの上、打たれるのか見送るのかといったようなことも言われております。そのことも含めて、この分野の御専門の熊谷委員さん、何かお気づきの点ございましたらお話しいただければと思いますが、どうぞ。

○熊谷委員 中部総合精神保健福祉センターの熊谷です。

確かに、この評価のシートのところでは、協議会が昨年度新型コロナウイルス感染症のために開催できなかったことを中心に着目して、控えめに書いておられるようではございますけれども、客観的にというか東京都エリア全体を見たときに、新宿区における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する、例えば多職種の訪問支援とか区民への普及啓発とか、かなり進めておられるところも多いのではないかなと思います。ただ、それが包括的となるためには、連携の体制、協議ということは確かに重要ですので、そこに着目すると、昨年度は開けなかったということなのかなと思います。

今後、国のほうにおいても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの在り方について、今年の3月に検討会の報告書をまとめて、ますます区市町村が基礎自治体レベルでの包括的な支援体制づくり、それを社会福祉法の改正と地域共生の動きと合わせた形で進めることも示されているので、ぜひコロナのためになかなか集まるのが難しい現実があるかと思いますが、引き続きこれまでの取組に自信を持ちつつ、国の動きなどを見ながら動いていかれたらどうかなと思います。

その上で、ちょっと具体的な提案として、いろいろ会議などについてはオンラインで行う

ことで、感染対策をあまり気にしないで、いろいろできる時代になっていることもありますので、そういうものも活用して、もちろん個人情報の保護には十分注意した上でですが、連携などを取ったりする場合には、活用していかれてはどうかと思います。

精神科の医療においても、オンラインによる診療をある程度行うみたいな形で対応するところも出てきたりとか、確かに地域移行の支援など、オンラインだけではなかなか進まないようなものももちろんあるんですけども、協議というふうなものでしたら、そういうものも活用して、効果的な包括的な連携体制づくりをされてはどうかと考えたりしています。

私のほうからは以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今、熊谷委員さんから、オンラインの活用も含めて積極的な御提言をいただきました。

ほかに、資料4の関係につきまして、何か御意見等ございましたら。

今井委員さん。

○今井委員 資料5にもかかってしまうんですけども、資料5-3、119番で地域活動支援センターの令和2年度の実績が、延べ人数でありますけれども、非常に低くなっているというところが気になっています。

コロナ禍の状態であることによって、精神障害者の方々がなかなか地活に通えなくなっている実態というのがあるかと思うんですけども、先ほど来から話にも出てきています精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの中で、こういった方々がコロナ禍において、社会との接点を失うことなく、やっぱりもう一度、社会とのつながりを結び上げるようなネットワークを構築していただいて、ぜひコロナが終わりましたら、地活の作業所に通えるような取組なんかもケアシステムの中に構築していただければなと思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

お手元の資料5-3の表の下の119番、地域活動支援センター、今、今井委員さんから御指摘いただいたように、令和元年度及び令和2年度、いずれも利用件数、実績が減っている現実がございます、それをどのように克服して、またさらにこの地域活動支援センターをうまく活用、利用していただくかということが課題だということでもあります。

これは区におかれましても、また関係の団体におかれましても、これに注視し、積極的にお取り組みいただければありがたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、よろしければ、今日はコロナ禍の状況もごございますので、手短にといいですか、手際よく進めさせていただければありがたいと思います。

続きまして、新宿区障害者生活実態調査の関係につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○**障害者福祉課長** 新宿区障害者生活実態調査について、来年度行う調査の方法について、この場で皆様の御意見をいただきたいと思っております。

参考資料としましては、資料6を御覧ください。

この調査につきましては、計画を策定する前年度に、3年に一度実態調査を行っているところでございます。来年度行う実態調査につきましては、オンラインを通じた回答を導入しようと考えております。

資料6は、23区の直近の状況となっております。

こちらの資料にございますように、港区、目黒区、大田区がオンラインでの回収を既に実施しており、港区と目黒区につきましては、分析結果を公表しているところでございます。

これを見ますと、有効回収率がオンラインを導入したことで劇的に上がるですとか、そういったことはあまり見られないのですが、やはり回答する方の利便性の確保をするということと考えますと、オンラインでの回答を従来の郵送での回答方法に加えて検討をしていきたいと考えております。また、委員の皆様の御意見もいただきたいと考えております。

○**村川会長** ありがとうございます。

ただいま説明がございましたような障害者生活実態調査、これまで私も数回拝見をしてきておりますが、どうも傾向的に回収率が少しずつ低下しているような嫌いもございます。そこを克服、解決するための方法として、今の御説明にもありましたウェブを活用した投げかけ方、あるいは回答の回収といったことも考えられる時代に入ってきていると思います。

また、資料6を拝見しますと、墨田区をはじめ幾つかの区は六十数%といったような回収率のところもございます。また、中には、きめ細かく職員の方による聞き取りであったり、あるいは台東区ですか、訪問配付・回収というようなことも書かれておりますが、この調査の進め方について、またいずれ専門部会などでも詳しく検討はさせていただきますが、今日この場にほぼ全員の委員の方にお集まりいただいておりますので、何かお気づきの点、あるいはこうしたほうが良いというようなことがございましたら、御提案、御意見をお出しいただければと思います。よろしければ、春田さん、どうでしょうか。この調査の進め方ですが。

○**春田副会長** 今まで何回も回収率の問題は議論されましたけれども、私の見たところでは、もし満足している状態であれば、回答は当然しないわけですね。というふうに見たときに、この表の中で、墨田とか足立とか葛飾とか60%を超えているところはありますけれども、

そこは、だから、かなり問題が、解決したいというふうにみなさないと、いつも何かマイナーな感じで、回収率が低い低いと言い続けるのはいかなものかなと思います。

今、区のほうから説明があったウェブ併用というのは、これはいいと思います。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小沢委員 新宿区視覚障害者福祉協会の小沢です。方法のところなんですけれども、オンラインということかどうかということなんですけれども、視覚障害者の場合、ほとんどこれが難しいですね。パソコン、PC等を使って、画面、当然ディスプレイは見えないわけですから音声でやっているわけなんですけれども、インターネットまで使える者が1割もいるかどうか。

それから、スマホではどうかというと、これはもうちょっとはいいんですが、ガラケーがなくなるということで、やっとならスマホに乗り換えたという人たちが、せいぜい2割ぐらい。若い人だともうちょっと3割、4割はいくと思います。とにかく画面が見えないわけですから、指で触ったり、あるいはカーソルを移動させて音声で聞くわけなんですけれども、これがなかなか視覚障害者当事者には困難でありまして、オンラインだけであるような状態だったら、1割か2割、戻るか戻らないかという状況になってしまうのではないかと想像されます。

もちろん、このオンライン化は世の中の流れですから反対するものではありませんが、それをするのでしたら、視覚障害者でも調査に応じられる方法というのを併せて考えていただかないとならないのではないかなと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただきました。視覚障害の方々にとっては、オンラインを含めて調査の実施方法について、やはり丁寧に考えられるべきということであると思いますので、事務局におかれましても、その辺は留意していただきたいと思います。

今日は聴覚障害の団体の方が、秋山委員さんが御欠席ということですので、やはりコミュニケーションについて困難を感じておられるの方々については、引き続き配慮ある対応といたしますか、調査方法をどう確保していくのかということを検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○友利委員 友利です。

精神障害の方について申し上げれば、一昨年調査のときに各個人に送られていたために、精神の方で体調が悪い、あるいは普通の体調でも書面を読み取るということが非常に難しい方がたくさんいらっしゃいまして、家に行ってみると封書がもうそのまま山積みになってい

るという方は珍しくはありません。

できれば、こういう調査をするときに支援者をうまく利用していただけたらなというのが私たちの感想です。障害福祉サービスに関わっている方や地域活動支援センター、あるいは保健センターと関わっている方は、ぜひそういう方を利用して、第三者評価の場合も、面接と、それから個人で書くのと2種類いつも行っていて、かなり皆さん率直な評価をしてくださっておりますので、そういう形を取っていただきますと精神障害の方には有効かなと思います。御検討いただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

精神的な障害を持たれている方への配慮ある対応ということについて、支援者に御協力いただくという視点をお出しいただきました。ありがとうございます。

この関係につきましては、今日で終わりということではなく、むしろ、これから専門部会、また年度の後半に行われますこの協議会でも御議論をいただきますので、さらにそれを深め、踏まえ、そしてよりよい調査が実施できるように進めていくということで御了解いただければありがたいと思います。

事務局のほうで、何か補足説明をしていただくことがありましたら、どうぞ。

○障害者福祉課長 今いただいた御意見を参考にしまして、来年度の調査の方法について十分に検討していただき、また皆様方の御意見も聞きながら進めていきたいと思っております。本日はありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この関係については一区切りとさせていただきます、続きまして、報告事項ということで5点ほどございますので、多岐にわたっておりますけれども、ポイントを中心に、これも事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料7から御説明をさせていただきます。

資料7-1、また資料7-2につきましては、令和3年度の予算の新規・拡充等事業の概要でございます。

資料7-1は、実行計画の事業としまして、障害者グループホームの設置促進を掲げております。

次に、資料7-2は、その他の事業というところで新規・拡充の予算の概要から抜粋したものを載せさせていただきます。

次に、資料8について御説明いたします。

こちらは、新宿区第二次実行計画の抜粋となっております。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます、その中で障害者に関する施策につきまして、これは障害者福祉課の事業だけでなく全庁的な事業につきまして、少し黒っぽいやつような形でマーキングをさせていただいております。

それぞれの施策につきましては、その後、1つの施策について1枚のカードのような形で載せてございまして、それを掲載させていただいております。

次に、資料9について御説明します。

資料9は、厚生労働省の予算の概要となっております。

資料10につきましては、東京都の予算の概要となっております。

こちらの2点は、国や東京都の動きということで参考につけさせていただきました。

次に、法改正等について御説明いたします。

資料11を御覧ください。

冒頭に村川会長からお話ございましたが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。こちらにつきましては、記載のとおりでございますが、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化というところが、今回の改正の大きな重要なポイントと考えております。

こちらにつきましては、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日となっております。この間に、新宿区内におきましても、公共団体だけではなく、事業者のほうの合理的配慮というところを進めていかななくてはいけないと考えているところでございます。

次に、資料12になります。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布されました。こちらは新しい法律でございます。厚生労働省が分かりやすい資料のほうをホームページでアップしておりますので、そちらを本日は配付をさせていただきました。

こちらにつきましては、医療的ケア児について、健常児の方たちが使われるような保育園ですとか学童クラブ、また学校などにおいても医療的ケア児への一定の配慮が必要だということが盛り込まれた法律となっております。

この法律につきましては、新宿区で行っています医療的ケア児の関係者の連絡会がございまして、ちょうどこの法が公布された後に一度開催をされておりますので、そちらで情報共有をさせていただいております。

説明につきましては、以上となります。

○村川会長 ありがとうございます。5点にわたって御報告いただいたわけでございます。

私のほうから、特に最初に資料7-1、2などで御紹介がございましたけれども、地元におきまして国有地の活用その他の手法によりまして、障害のある方々のグループホームを新設、増設していこうという積極的なことが報告されておりますので、大変ありがたいことだと受け止めております。急な御指名で申し訳ありませんが、今日は梶野委員さんが御出席ですので、東京都の関係の資料も簡単な説明がございましたが、東京都の資料も非常に多岐にわたっておりますので、東京都の取組、新しい動きなど、何か特色がございましたら少し御紹介いただければありがたいと思います。

○梶野委員 急な御指名で驚いております。東京都もこの6月に、今期の障害者・障害児施策推進計画を策定しましたが、その中で、また予算概要資料の中にもございますように、障害児支援の充実がポイントとして挙げられるかと思えます。

例えば、資料10の2ページの1(1)3か年プランで、児発センターや重心児を支援する児発事業所・放デイ等について整備補助費の上乗せという形で、未設置の地域での整備を進めていく、それから、4ページの一番上の(12)「新規」とついておりますが、重心児・医ケア児に対する放課後等支援の充実のため、区市町村さんで専門職の配置や送迎支援等に取り組んでいただく場合に、それを支援するといったことが新たな取組としてございます。

そのほか、もちろん地域移行や地域の地域生活基盤の整備等についても、引き続き取り組んでいくというところです。

非常に雑駁ですが、簡単な御説明とさせていただきます。

○村川会長 急な御指名で申し訳なかったんですが、東京都のほうもいろいろと積極的に盛り込んでいただいておりますので、重要なところは連携を取りながら進めていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

各委員から、何か最初に事務局から御説明のありました5つ出されている中で、何か御質問されたい点などございましたら、どうぞ。

また、資料をよく御覧いただいて、後日でもよろしいかと思いますが、直接障害者福祉課のほうに電話なりファクスでお問い合わせいただくということでも解決されると思いますが、あまりお手は挙がっているようではございませんが、失礼、春田さん、どうぞ。

○春田副会長 気になっていることがありまして、グループホームの払方町と清風園の跡地の

2つが、今1つはもう法人が決まっています。その法人が弘方町のグループホームを運営するようですけれども、私がちょっと心配しているのは、知的障害のプロというか、そういう集団だと伺っています。それで、片や清風園は、これから法人を募集するようですけれども、あそこのバリアフリーの問題がすごく気になっているんですね。

すごい山の上にありますして、そこにエレベーターをつけてやるというのは、どちらかというところ、弘方町のほうに身体障害関係を入れて、清風園のほうに知的障害を入れるほうがいいんじゃないかと思っているんですね。

ただ、いろいろ決定事項でもあるでしょうから、ですけれども、その辺の配慮をされた計画にしていけないと問題が起こるんじゃないかなということでもあります。

○村川会長 ありがとうございます。

今、春田委員さんから、グループホームの設置や増設はよいわけですが、その進められ方について、特に2つ目といいますか、中落合の場合の地理的な事情等を踏まえて、そこをどう考えるかというようなことで、非常に重要な御意見をいただいたわけでございます。

これは事務局のほうで、いろいろともう検討、準備中とは思いますが、完全な即答ということでも結構ですが、何かお考えがありましたらどうぞ。

○障害者福祉課長 まず弘方町の国有地のグループホームについて、この場をお借りして報告をさせていただきます。こちらにつきましては、知的障害者のグループホーム20人ということで事業者の選定が終了しております。

まず弘方町の公募の際には、特に新宿区で知的障害のグループホームにしてほしいですとか、身体障害のグループホームにしてほしいというような条件は設けず、その応募した事業者が得意とする障害種別の方たちのグループホームに決まったというところでございます。

清風園につきましては、弘方町の結果も踏まえ、今募集の条件を整理をしております。

清風園の跡地につきましては、確におっしゃるとおり坂がすごく、門を入ってから建物までかなりの坂がございますけれども、そこにつきましては、エレベーターを設置するですとか移動円滑化の経路をきちんと取るというところで、グループホームの設置を進めていきたいと考えております。

そこについて、また御意見等がございましたら個別にいただいて、より皆様の当事者の御意見も反映させながら、よりよい公募条件をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

春田さん、そういう経過があるようでございますので、また段階を追って御意見等をお出しただけだと思います。よろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。熊谷さん、どうぞ。

○熊谷委員 前の議事に戻ってしまうんですけれども、資料5-3について、ちょっと状況を教えていただきたい点があります。

それは資料5-3の104番、基幹相談支援センターとあって、これは今後、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの運営でも、地域生活支援拠点と並んで重要な役割を果たしていくのではないかなというふうに国の資料などに書かれたりしているんですが、同時に障害者虐待の防止などについても大事な役割をしているんだろうと思って、この冊子の中でも202ページにあるんですが、残念ながら、具体的な新宿区での基幹相談支援センターの活動の状況とかなどが、ちょっと私自身がよく分からないこともあり、大体近年どんなことを中心に活動されておられるのかとかなど御紹介いただけると助かります。御無理ない範囲でお願いいたします。

○村川会長 それでは、これも事務局のほうから基幹相談支援センター、あるいは地域的な支援センター、あるいは精神障害の方等への対応、これは3つの拠点ということもございまして、場合によっては、従来から対応されております保健センターの関連もあろうかと思いますが、それでは、まず障害者福祉課のほうから説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 新宿区では、この基幹相談支援センターは障害者福祉課の中に設置しております。それで、地域生活支援拠点は3か所ございまして、それぞれの得意分野で身体、知的、精神というところでやっております、この基幹相談支援センターは、その3所の取りまとめを行っております。

それより以前から、サービス等利用計画の作成が始まった時点から、この基幹相談支援センターを設置しております、相談支援の事業所の設置の促進ですとか、また相談支援専門員が民間にもたくさんいらっしゃいますので、そういった方々の研修の機会の確保ですとか質の向上というところに努めております。

また、自立支援ネットワークというネットワークを持ってございまして、そちらで事業者の方々のスキルアップですとか、あと情報共有ですとか、そういった機会を持つというところで、実際に民間でやっております相談支援専門員の方たちのスキルの底上げをするというところを中心に取り組んでいるところでございます。

その中に、虐待防止センターも区の中に設置しております、そちらにつきましては、

専用の電話で虐待の通報を受け、個別のケースとしてそれぞれ検討し対応していくというところでやっているところがございます。

○村川会長 ありがとうございます。

熊谷委員さん、そういうことで現状がございますので、よろしくお願いたします。

○熊谷委員 どうもありがとうございました。

○村川会長 熊谷委員さんの御発言の中にも、いわゆる虐待防止ということがございまして、これも精神的な障害の方だけではなく、全分野において虐待防止というのはとても重要でございます。

私もたまたま関わっております、都外近県のある地域で、グループホームが大変数十か所と広がってきている地域ではあったんですが、その中で、主に知的障害の方が生活されておるグループホームの世話人というのか、管理者の立場に近い方が、1,000万円近い預り金を詐取してしまうようなことが発覚をしました。現状においては解決しつつあるわけでありませんが、これは本当に一つの案件をあえて申し上げたわけでありまして。この虐待の問題は、いろいろな形で現れてまいりますので、とりわけ事業者に対して注意を喚起するなど、区役所のほうからも御指導いただくなり、また利用者のほうから何か御不満、疑問点などが出された場合には、今日も各団体の方々が委員として御出席をいただいておりますが、できるだけ速やかに問題を捉え、対処し、解決の方向に向かうということが大事だと思いますので、よろしくお願申し上げます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 研修は、民間の事業者などを主にしていらっしゃるんだと思いますが、知的、身体、精神の親の会も相当数の相談を受けるんですね。

相談内容が、民間の事業者とは違うかもしれないんですけども、親の会は素人であるというのを前提として話してはいるんですけども、スキルアップをできるものならしたいというところで、区の研修があるんだったら、通知をしていただけると、出られる人は出て勉強する機会があるといいなと思います。

「みんなねっと」とか、精神だけの中でのスキルアップはできるだけしているんですけども、行政というものの中で勉強もできる機会があるなら、加えていただけるとありがたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

様々な研修機会などを通じて、障害のある方々の権利を守り、虐待を防止し、またさらに

よりよい支援を進めるためのスキルアップを進めていただくということでございますので、いろいろな機会を捉えて、区役所あるいは社会福祉協議会さんをはじめ研修の主催者のほうでいろいろと工夫をして、多くの関係者を集めて、特に経験の浅い担当の方や、あるいはまたこの分野で経験の薄い事業者についても、そこをうまくカバーし、よい方向に持って行っていただければありがたいということで、加藤委員さんの御提言を受け止めていただければと思います。ありがとうございました。

時間も押しておりますので、この関係については一旦一区切りとさせていただきます、先ほども申しましたとおり、報告事項の5点の詳細につきまして、何か分からない点、疑問点ございましたら、直接障害者福祉課にお問い合わせいただければありがたいと思います。

それでは、最後になりますが、事務局から何かお伝えいただく点、あるいは今日、部長さんも出席をされておりますので、これまでいろいろな御意見も出ておりましたけれども、何かございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から事務連絡等をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、本日は活発な御意見をありがとうございました。

次回の協議会は、初めにお渡ししたスケジュールのとおりとなってございまして、しばらく時間が空きますけれども、令和4年2月頃開催の予定です。また、近くになりましたら開催の御案内を差し上げますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、この協議会、全体会といたしますか、につきましては、年が明けて2月頃が想定されております。また、近づいて通知、御案内もあるかと思いますが、引き続き御出席等をお願いいたします。専門部会も、また別日程で開催されると思いますので、関係の委員の方はよろしくお願い申し上げます。

それでは、暑い中、長時間にわたりましたが、御出席いただき、また積極的にいろいろと御発言等いただきありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

午前11時16分閉会